

令和8年度高速道路周遊パスを活用した県内での宿泊及び周遊促進業務 業務仕様書

1 業務の名称

令和8年度高速道路周遊パスを活用した県内での宿泊及び周遊促進業務

2 業務の目的

本業務は、中日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO中日本」とする。）及び三重県が県内の宿泊施設と連携して展開する首都圏からの高速道路周遊パスと宿泊商品券がセットとなった「みえ宿泊・周遊ドライブプラン」（以下、「ドライブプラン（※）」とする。）に関して、プランに参画する宿泊施設支援及びプランの利用促進に資する取組みを実施することにより、首都圏から自動車で本県を訪れ、宿泊・周遊する旅行者の増加を図ることを目的とする。

※「ドライブプラン」概要

- NEXCO中日本が展開する高速道路周遊パス「速旅」を活用した、首都圏の指定エリアを発着地とし県内全域の高速道路が定額乗り放題になる周遊パスと県内宿泊施設の宿泊商品券（1万円分）がセットのプラン。（首都圏発着地の指定エリアと乗り放題となる周遊エリアについては別添エリアマップ参照）
- ドライブプラン料金
 - 2日間プラン：普通車 10,200円／軽自動車 8,100円＋県内宿泊商品券 10,000円
 - 3日間プラン：普通車 11,200円／軽自動車 8,900円＋県内宿泊商品券 10,000円
- 対象宿泊施設は、ドライブプランへの参画施設として三重県が登録している旅館やホテル等
- 利用者は、対象宿泊施設の直販サイト等により宿泊予約を行ったうえで、NEXCO中日本の速旅公式Webサイトからドライブプラン利用の申し込みを行う。（高速道路利用料金はETCカードによる事後決済、宿泊商品券1万円はクレジットカードの事前決済。）
- ドライブプラン実施期間（予定）：令和8年9月1日から令和9年3月19日

3 委託業務の概要

（1）委託業務の実施期間

契約の日から令和9年3月31日

（2）委託業務の主な内容

- ア ドライブプラン参画宿泊施設の支援業務
- イ ドライブプラン利用促進業務
- ウ ドライブプランの利用結果等を踏まえた課題分析の報告

4 業務の内容

（1）ドライブプラン参画宿泊施設の支援業務

ア 参画宿泊施設からの申込受付業務

- （ア）事前に三重県及びNEXCO中日本が募集した宿泊施設から、プランの申込み受けを行い、プラン参画宿泊施設一覧表等を作成し、情報等管理すること。

(イ) 新たな参画宿泊施設の募集に取り組むこと。なお、ドライブプラン参画の働きかけを行う宿泊施設については三重県との協議により決定すること。

(ウ) 三重県及びNEXCO中日本と宿泊施設との情報伝達窓口業務を行うこと。

イ ドライブプランの運営に関する宿泊施設に対する窓口業務

(ア) ドライブプランのお客様対応等に関するマニュアルをNEXCO中日本の速旅宿泊連携型プランを参考に作成し、必要に応じて説明会を開催するなど適切な方法を用いて宿泊施設に周知すること。

(イ) ドライブプランに関する宿泊施設からの問合せ窓口（電話及びメールに対応できる体制とする。）を設置し、宿泊施設からの問合せにNEXCO中日本と連携し迅速かつ丁寧に対応すること。なお、対応時間は原則、電話については週5日以上1日あたり8時間以上、メールについては24時間受け付け、受信から24時間以内に対応すること。具体的な対応時間、曜日等は三重県との協議により決定する。

(ウ) 宿泊施設からの問合せを記録し、前月分を三重県に原則毎月6日までに報告すること。ただし令和9年3月分については、令和9年3月31日までに報告すること。

ウ ドライブプランにおける宿泊商品券の精算業務

(ア) NEXCO中日本及び宿泊施設とそれぞれ宿泊商品券の精算等に関する契約を締結すること。なお、契約内容はNEXCO中日本の速旅宿泊連携型プラン契約書を参考に三重県と協議のうえ作成すること。

(イ) 4（1）ウ（ア）の契約に基づき、NEXCO中日本及び宿泊施設と宿泊商品券の精算を行うこと。

(ウ) 宿泊商品券の前月分の精算実績を三重県に原則毎月6日までに報告すること。ただし令和9年3月分については、令和9年3月31日までに報告すること。

エ ドライブプランに関する統一Webバナーの作成

(ア) 宿泊施設が自社ホームページからドライブプランランディングページへのリンク等で使用できるドライブプラン統一Webバナーを作成し、参画する宿泊施設に提供すること。

(イ) WebやSNSでのプロモーションに応じ、Webバナーを作成すること。

(2) ドライブプラン利用促進業務

ア ドライブプランのランディングページの作成

(ア) ドライブプランのランディングページを作成し、下記の情報をわかりやすく掲載すること。新たにWebサイトを構築しドメイン取得が必要となる場合は、原則、三重県ドメイン（pref.mie.lg.jp）を使用すること。ただし、既存のWebサイトの配下にページ作成をする場合等は、その限りではない。

a ドライブプランの説明および申込み・キャンセル方法等

b ドライブプラン利用可能宿泊施設一覧(NEXCO中日本ホームページ上にも掲載)

c 4（2）イ及びウの情報

(イ) 三重県ドメインでないWebサイトを廃止する際には、次の点に留意すること。

a 廃止する際に、あらかじめ運用停止に関する案内を行うこと。

b 情報発信終了後も、運用停止に関する案内を継続すること。

c 運用停止後も、一定期間ドメインを保持すること。

イ 首都圏等におけるドライブプラン認知拡大のための情報発信の実施

(ア) ドライブプランの開始前、実施期間の序盤、中盤、終盤の各段階での利用状況を予測したそれぞれの段階での効果的なプロモーションを以下の a 及び b に留意し実施すること。

a ターゲット層を明確にし、その層に最も効果が期待できる各種メディアや SNS 等を活用すること。

b 県内宿泊および県内 5 地域（北勢、中南勢、伊賀、伊勢志摩、東紀州）の周遊を促進すること。

(イ) ドライブプランのランディングページおよび NEXCO 中日本ホームページ内ドライブプラン Web 申込ページ等へ誘導する PR チラシを作成（A4、カラー、裏表 2 ページ、30,000 枚）し、効果が期待できる首都圏の施設や NEXCO 中日本 SA・PA 及び参画する宿泊施設へ配布すること。

(ウ) NEXCO 中日本と協力し、発地である首都圏周辺の SA・PA 等で、ドライブプランを周知する取組を行うこと。

ウ ドライブプランの利用促進を目的としたキャンペーン企画等の実施

ドライブプランの利用促進を目的に、例えばプラン利用者の中から毎月抽選で何らかの特典をプレゼントするなど、プラン利用の強いインセンティブとなる企画を実施すること。なお、具体的な内容については三重県と協議の上で決定することとし、付与する特典については、極力三重県の観光振興や観光消費促進に寄与するものとする。

(3) ドライブプランの利用結果等を踏まえた課題分析の報告

ア ドライブプランの利用時期や地域、利用者の属性等を整理し、ドライブプランを活用した県内周遊の状況を分析し効果検証を行い、今後の課題を報告すること。

イ プロモーションの効果測定を行い、ドライブプランの認知度向上及び利用促進への寄与度を分析し、今後の課題を報告すること。

5 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任に関して、三重県が目的物の種類又は品質に契約不適合があることを知ったときから 1 年以内に通知することとする。契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとする。

6 委託業務の実施条件

(1) 本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は三重県と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めること。また、作業方針、内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに三重県と協議の上、対処すること。

(2) 委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めること。

(3) 契約に基づく成果物の所有権は、成果物の引き渡し完了したときに、三重県に移転す

るものとし、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、成果物の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、著作者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。ただし、受託者が従前より保有している著作物の著作権に関しては、受託者に帰属するものとする。

- (4) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (5) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ三重県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (6) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏洩、また委託業務以外に使用してはならない。なお、委託期間が終了又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (7) 受託者は、受託者は業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を厳守しなければならない。
- (8) 受託者は、委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により三重県に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- (9) 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (10) 県が受託者を決定した後、委託契約にあたり、仕様書に定める事項及び仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく三重県と協議を行うものとする。

7 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

8 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下、暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 三重県に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。
- (2) 受託者が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じることとする。

9 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応すること。

10 納品する成果物

- (1) 委託業務着手時に、委託業務の実施内容及びスケジュールを記載した、業務計画書1部（様式任意、A4版・両面印刷）を提出すること。
- (2) チラシ及びバナー等のデザインに関しては、Adobe Illustrator データ及びPDF データで納品すること。
- (3) 委託業務完了の日から起算して10日を経過した日又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、委託業務の実施内容、成果、利用状況の分析結果及び今後の課題等をまとめた事業実績報告書1部（様式任意、A4版・両面印刷）を提出すること。
- (4) 提出先は下記のとおりとする。
三重県観光部観光誘客推進課